

保護者の皆様

愛媛県立松山城北特別支援学校長 宮崎 修次

「特別警報又は警報等」発表時における登下校の規定について（一部改定）

「特別警報、警報等」発表時における児童生徒の登下校について、次のとおりとします。

1 対象となる「特別警報又は警報等」について

松山市又は居住地域（松山市以外の市町）、通学地域のいずれかに以下の「特別警報又は警報等」が発表された場合です。

レベル5：特別警報（大雨・氾濫・土砂災害・高潮）

レベル4：危険警報（大雨・氾濫・土砂災害・高潮）

レベル3：警 報（大雨・氾濫・土砂災害・高潮）

そ の 他：暴風(雪)特別警報・警報、大雪特別警報・警報、津波警報、地震（震度5弱以上）

※「特別警報又は警報等」の発表・解除等の状況は必ず保護者が確認してください。学校からは連絡しません。

2 「特別警報又は警報等」発表時の対応について

（1）午前6時に「特別警報又は警報等」が発表されている場合

① 松山市に「特別警報又は警報等」が発表されている場合は、全ての児童生徒は自宅待機です。

スクールバスは運行しません。

② 松山市以外に居住している児童生徒及びその地域を通して通学して来る児童生徒で、当該地域（通学経路）に「特別警報又は警報等」が発表されている場合は、自宅待機です。

（2）登校途中に「特別警報又は警報等」が発表された場合

① 単独通学生について

「特別警報又は警報等」の発表を知った時点で自宅に戻り、自宅待機です。気付かずに登校して来た生徒は、保護者の迎え又は帰路の安全を確認した上で下校し、自宅待機です。

② スクールバスを利用している児童生徒について

ア) 既にスクールバスに乗車している児童生徒はそのまま学校まで乗車しますが、学級担任から「れんらくアプリ」等で原則として保護者に連絡し、迎えを依頼します。下校し自宅待機です。

イ) スクールバスにまだ乗車していない児童生徒は、安全に留意して帰宅し、自宅待機です。「警報」に気付かずバスを待っている児童生徒には、バスの添乗員から保護者に連絡します。

③ 保護者が送迎している児童生徒については、安全に留意して帰宅し、自宅待機です。

（3）登校後に「特別警報又は警報等」が発表された場合

① 原則、「れんらくアプリ」配信後、学級担任から保護者に連絡し、学校まで迎えを依頼します。学校で待機の方が望ましい場合は、状況を鑑みて学校から下校の方法について保護者に別途連絡します。

② 放課後等デイサービス・タイムケア利用者で、保護者との連絡が取れない場合は、「気象警報発表時の事業所利用についての同意書」の内容に従います。また、放課後等デイサービス・タイムケアが中止になる場合は、保護者に学校まで迎えを依頼します。

（4）行事等で校外へ出ているときに「特別警報又は警報等」が発表された場合

生徒の安全を最優先して行事を中止し、引率者や担任から保護者に現地への迎えを依頼します。

※裏面に続く

3 「特別警報又は警報等」解除後の対応について

- (1) 午前8時までに解除された場合は、昼食を準備して8時30分～11時30分の間に保護者の責任で登校させてください。(登校用のスクールバスは運行しません。給食ありません。)登校できない場合は「公欠」扱いとなります。スクールバスの下校時の運行については、別途連絡します。
- (2) 午前10時までに解除された場合は、保護者が安全を確保し、昼食を済ませて12時30分～13時の間に登校させてください。(登校用のスクールバスは運行しません。給食ありません。)登校できない場合は「公欠」扱いとなります。スクールバスの下校時の運行については、別途連絡します。
- (3) 午前10時までに解除されない場合は、終日自宅待機とし、「出席停止」扱いとなります。

4 スクールバスの運行について

「特別警報又は警報等」発表中は運行しません。

5 その他

- (1) 「特別警報又は警報」発表時は、当日利用を予定している放課後等デイサービス・タイムケア事業実施事業所の送迎受け入れが可能な場合、同意書を提出している児童生徒に限り、引き渡します。
- (2) 震度5弱以上の地震、津波警報発令時、不審者等により、児童生徒だけの下校が危険であると判断された場合は、緊急時引き渡しカードを利用して保護者に引き渡します。